

## 板橋区被保護学童生徒に対する健全育成事業実施要綱

平成13年5月 8日 区長決定

平成14年2月26日 一部改正

平成18年1月19日 一部改正

### (目的)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている学童生徒に特別な需要が認められるとき、必要な経費を支給することによって、世帯の経済的負担の軽減及び自立助長を図ることを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 学童生徒

学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める小学校及び中学校（盲学校、ろう学校、養護学校及び外国人学校の初等部又は中等部を含む。以下「小中学校等」という。）に在学している者並びに就学を予定している者及び修学年限を終えて1年以内の者をいう。

ただし、児童福祉施設に入寮している者及び盲学校等の寄宿舍に入寮している者を除くものとする。

#### (2) 学童服等

学童服（学童生徒の通学用被服）及び運動衣等（運動用のトレーニングシャツ、靴等）をいう。

#### (3) 児童福祉施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する施設をいう。

#### (4) 新入生

学童生徒のうち、翌年度に小中学校等に就学を予定している者をいう。

### (事業内容)

第3条 第1条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う

#### (1) 学童服等購入費の支給

学童生徒の成長を配慮し、新入生又はその他の学童生徒の学童服等購入のために支給する。

#### (2) 修学旅行支度金の支給

学校が主催する修学旅行に参加するために必要な参加支度金を支給する。

#### (3) 自立援助金の支給

中学校を卒業する予定の者又は卒業した者で就職する見込みがある者に対し、自立援

助金を支給する。

(支給対象)

第4条 各事業の支給対象者は、支給要件に該当する学童生徒の属する世帯の世帯主とする。

(基準日等)

第5条 各事業の基準日、支給額及び支給時期は、別表のとおりとする。

(支給要件)

第6条 各事業の支給要件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 学童服等購入費

① 新入生分

基準日において生活保護を受けている新入生(保護停止中を含む。)及び基準日の属する月に生活保護が開始された新入生を対象とする。

② その他の学童生徒分

基準日において生活保護を受けている学童生徒(保護停止中を含む。)及び基準日の属する月に生活保護が開始された学童生徒を対象とする。

ただし、前年度に新入生分の学童服等購入費を受給している者は除く。

(2) 修学旅行支度金

基準日の属する月又はその前月において生活保護を受けており、かつ、基準日において引き続き生活保護が行われる見込みがある学童生徒のうち、小学校6年生若しくは中学校3年生又は修学旅行を実施する学年で、修学旅行に参加見込みの学童生徒を対象とする。

(3) 自立援助金

基準日において生活保護を受けている学童生徒(保護停止中を含む。)及び基準日の属する月に生活保護が開始された学童生徒で、第3条第3号に該当するときを対象とする。

(支給方法)

第7条 各事業の支給方法は、世帯主に対して現金で行う。

(その他)

第8条 各事業の支給額は、生活保護法上「自立更生を目的として恵与される金銭」(昭和36年4月1日発社第123号厚生事務次官通知第7の3の(3)のエ)及び「自立更生のための恵与金等」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知第7の2の(4))に該当し、収入として認定しない。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第3号、第5条（自立援助金の支給に係る部分に限る。）、第6条第3号及び別表（自立援助金に係る部分に限る。）の規定は、平成15年3月1日以後に支給する自立援助金に適用し、同日前に支給する自立援助金については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業名		基準日	支給額	支給時期
学童服等購入費	新入生	3月1日	15,000円	原則として3月
	その他の学童生徒	4月1日	15,000円	原則として5月
修学旅行支度金	小学校6年生 又は実施学年	旅行日	4,500円	原則として 修学旅行実施月 又は実施直前月
	中学校3年生 又は実施学年	旅行日	8,500円	原則として 修学旅行実施月 又は実施直前月
自立援助金		3月1日	51,500円	原則として3月